

関中央病院 院内感染対策指針

(目的)

第1条 本指針は、医療法人香徳会関中央病院（以下、病院と称す）において、院内感染の予防・再発防止および集団感染事例発生時の適切な対応など、院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

(院内感染対策に関する基本的な考え方)

第2条 当院の院内感染対策は、院内感染対策委員会と ICT 委員会を同時に設置し、ICT 委員会での具体的な活動を行い、それを医師全員および各部署代表者に伝達することによって、職員一人ひとりが確実にその情報を得て、より効果的な感染防止対策が実践できるような体制をとる。

(院内感染対策委員会)

第3条 院内感染対策委員会は、ICT 委員会の活動報告により、医師全員と各部署代表者に毎月その状況を報告し討議する会とする。

2. 委員には、関中央病院の医師全員と各部署代表者からなる。
3. 委員会は毎月1回、第3月曜日に開催する。
4. 院内感染症の発生を防止し、予防活動の円滑な実施を図る。
5. 労働安全衛生法の主旨に基づき、職場の労働安全管理に関する基本的事項を定め、職員の安全と健康を確保する。
6. 院内感染発生の際には拡大防止のためその原因の速やかな特定、制圧、終息を測る。このため院内感染防止対策を全病院職員が把握し、安全で良質な医療が提供できるよう、本指針を作成する。
7. 委員会の構成員は以下の如くとする。

病院長、外科部長兼副院長、内科部長兼副院長、看護部長兼副院長、整形外科部長、内科部長、外科医長、内科医師、事務長、診療技術部長、副看護部長、統括師長、病棟看護師長、感染対策室看護師長、病棟看護主任、外来看護主任、手術室看護主任、薬剤科科長、検査科科長、リハビリ科科長、放射線科科長、総務課課長、医事課科長、太陽苑看護師長、グループホーム所長、栄養士、設備担当者、保育士

(ICT 委員会)

第4条 ICT 委員会は、院内感染対策委員会で意見を踏まえて、ICD を中心とした委員会を構成し、院内感染の発生を予防したり、発声した感染について速やかに対処できるように実働する会とする。

2. ICT 委員会の具体的な活動は以下とする。
 - ① 院内感染対策マニュアルの改訂
 - ② 感染予防対策に関する教育・指導（年2回の教育講演など）
 - ③ ICT コアメンバー（ICD、ICN、薬剤師、検査技師）によるミーティング（毎週1回、

火曜日)

- ④ サーベイランス業務（医療関連感染の現状把握）
 - ⑤ 職員の感染予防に関すること（予防接種、針刺し事故を含む）
 - ⑥ アウトブレイク対応
 - ⑦ 医療廃棄物処理の衛生管理について
 - ⑧ 院内感染対策についての職員に対する啓蒙活動
3. 委員会の構成員は以下の如くとする。
外科部長兼副院長、看護部長兼副院長、事務長、リスクマネージャー、副看護部長、
統括師長、病棟看護師、外来看護師、手術室看護師、太陽苑看護師、薬剤師、検査技師、
放射線技師、管理栄養士、理学療法士、医事課職員
4. 委員会は医療安全・ICT・労働衛生・接遇の 4 委員会を統合し、構成員はそのすべてを兼務する。また、教育部会を設置し各委員会の教育活動を総括し企画・運営する。委員会は毎月 1 回、第 2 火曜日に開催する。

第 3 条 院内感染対策のための職員に関する基本方針

2. 院内教育の一環として、職員一人ひとりに感染症全般、労働安全に対する正しい知識を持たせ、事例についての対策を教育する。
3. 院内感染防止対策の基本的考え方および具体的方策について周知徹底を図るために、全病院職員を対象に年 2 回研修会を開催する。また、必要に応じて随時開催する。

第 4 条 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

2. 微生物検出状況をリストアップし、週 1 回の ICT コアメンバーで情報共有するとともに、必要時、毎週月曜日のモーニングミーティングで全部署に報告する。また、緊急を要すると判断した場合は、速やかに院長へ報告する。
3. 院内感染対策委員会で、院内での感染症発生状況について報告する。

第 5 条 院内感染発生時の対応に関する基本方針

2. 感染症が異常発生した場合は、直ちに ICT コアメンバーによる緊急ミーティングを行い、対応策を検討する。
3. 必要に応じて外部の協力と支援を要請する。
4. 感染症穂に基づき報告義務のある感染症が特定された場合は、指示通りに保健所へ報告する。

第 6 条 当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、院内感染対策マニュアルに掲載する。

第 7 条 その他当院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

2. ICD を中心に ICT を結成し、感染防止に関する企画・立案を行い、院内感染対策委員会に助言・提言する。

3. 院内感染を防止し、患者の安全と職員の健康・安全を守り、チーム医療としての組織的運営を図り、経済性も考える。
4. 院内感染、そして職場環境の実態把握をするための調査および院内巡視、点検、感染および伝播の防止や職員の安全と健康の確保を目的に、対策がマニュアルに沿っているか否か管理する。

附則

この指針は、2008年1月10日に作成、実施する。

2008年11月17日 一部改訂する。

2011年4月15日 一部改訂する。

2014年4月1日 一部改訂する。

2014年4月8日 一部改訂する。